

田辺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 84,460	千円 39,806,819	千円 744,606	千円 7,751,251	% 19.5	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

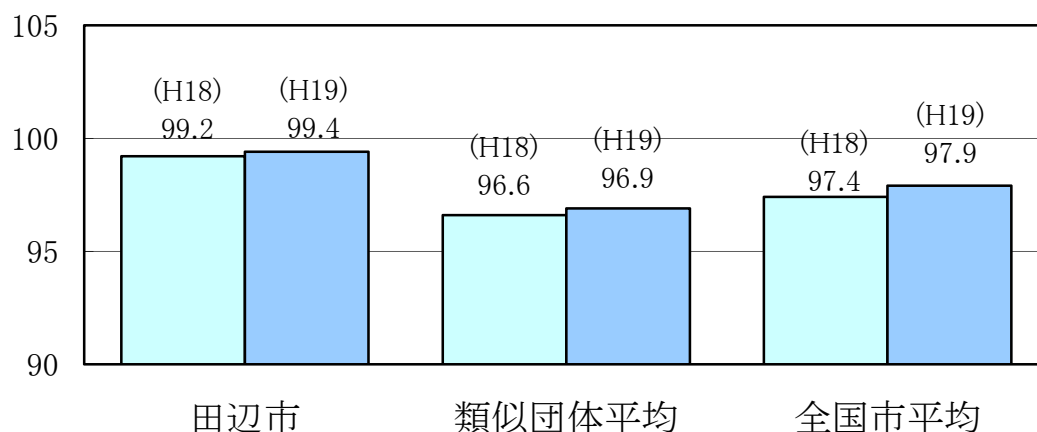
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 894	千円 3,629,255	千円 741,221	千円 1,405,680	千円 5,776,156	千円 6,461	千円 6,333

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成18年4月1日現在の普通会計に属する人数(派遣職員除く)です。
 3 類似団体は、人口規模と産業構造により、一般市については16類型に分類されます。当市の類型区分は「Ⅱ-1」です。

(3) 特記事項

平成17年5月1日に市町村合併を行っています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
田辺市	42.9 歳	346,000 円	409,869 円	375,693 円
和歌山県	43.0 歳	348,014 円	416,693 円	383,805 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.8 歳	343,951 円	408,150 円	376,934 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
田辺市	48.1 歳	36 人	349,800 円	392,975 円	365,436 円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.5 歳	25 人	374,400 円	425,701 円	394,920 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.42
うち調理員	44.7 歳	11 人	293,900 円	318,597 円	298,427 円	調理士	44.5 歳	250,300 円	1.27
和歌山県	48.7 歳	421 人	347,765 円	388,331 円	372,219 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	48.0 歳	63 人	313,225 円	346,246 円	330,862 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
田辺市	—	—	—
うち清掃職員	6,996,212 円	4,192,600 円	1.67
うち調理員	5,268,364 円	3,413,600 円	1.54

※民間データは、賃金構造基本統計調査で公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※民間の類似職種等の比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員は前年度に支給された期末・勤勉手当、民間は前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田辺市	44.1 歳	373,300 円	443,839 円
和歌山県	47.0 歳	411,147 円	465,324 円
類似団体	44.4 歳	348,004 円	372,712 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田辺市	36.4 歳	294,900 円	375,604 円
和歌山県	—	—	—
国	—	—	—
類似団体	41.2 歳	326,531 円	398,650 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 「平均年齢」の小数点以下の値は、10進法で記載しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		田 辺 市	和 歌 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	175,032 円	I種 179,200 円 II種 170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	137,016 円	III種 138,400 円
技能労務職	高 校 卒	138,400 円	132,660 円	—
	中 学 卒	—	119,592 円	—
教 育 職	大 学 卒	170,200 円	195,426 円	—
	高 校 卒	138,400 円	145,530 円	—
消 防 職	大 学 卒	170,200 円	—	—
	高 校 卒	138,400 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

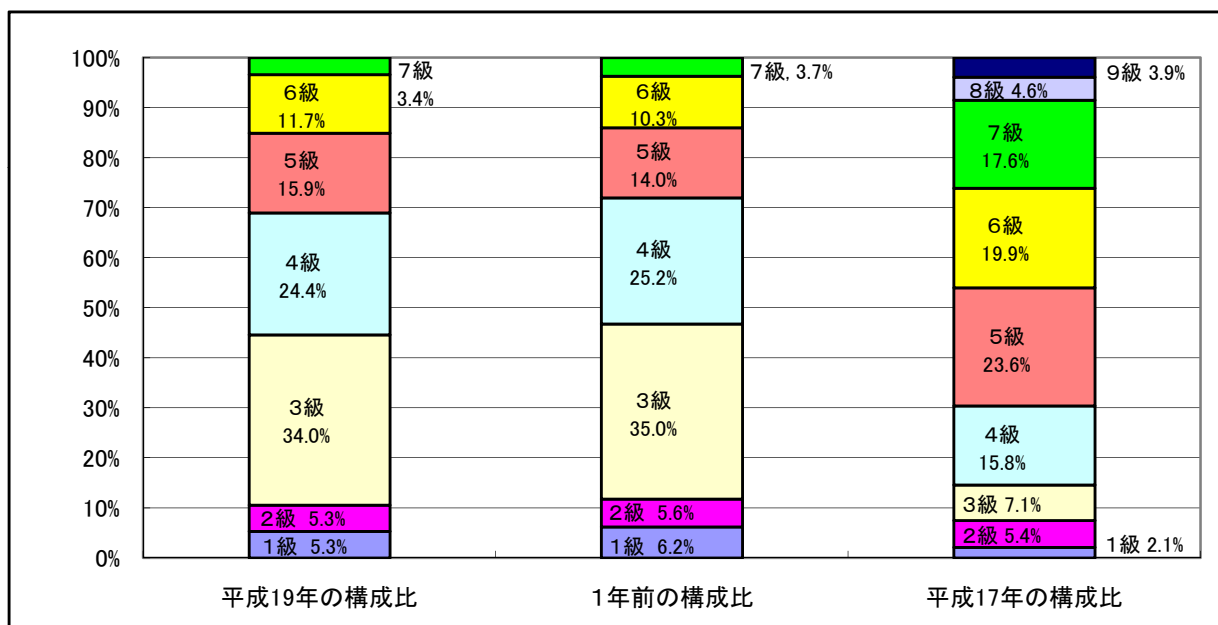
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	268,500 円	320,900 円	355,000 円
	高 校 卒	228,300 円	277,800 円	327,500 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	270,100 円	320,100 円
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教 育 職	大 学 卒	該当者なし	該当者なし	364,900 円
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
消 防 職	大 学 卒	268,500 円	320,900 円	364,900 円
	高 校 卒	228,300 円	283,200 円	331,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長・理事 部長の職務又はこれに相当する職務	18人	3.4%
6級	課長・参事 課長の職務又はこれに相当する職務	62人	11.7%
5級	係長・企画員 係長の職務又はこれに相当する職務	85人	15.9%
4級	困難な業務を行う主査の職務 又はこれに相当する職務	130人	24.4%
3級	主査の職務又はこれに相当する職務	181人	34.0%
2級	主事・技師 主事の職務又はこれに相当する職務	28人	5.3%
1級	事務員・技術員 2級以上の職務を除く職員の職務	28人	5.3%

- (注) 1 田辺市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年度から給料表の級区分を以下のとおり統合しています。

旧給料表（H17年度まで）	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
新給料表（H18年度から）	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施し、昇給へ反映しています。
なお、平成14年度から、管理職（課長級以上）を対象に、能力・成績等に基づく新たな人事評価制度の構築に取り組んでおり、勤務成績をより適正かつ公正に反映させられるよう検討中です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

田 辺 市	和 歌 山 県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,645 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,939 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (-)月分 (-)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在は、勤務実績等を勘案し勤勉手当の支給を行っています。

なお、平成14年度から、管理職（課長級以上）を対象に、能力・成績等に基づく新たな人事評価制度の構築に取り組んでおり、勤務成績をより適正かつ公正に勤勉手当へ反映させられるよう検討中です。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

田 辺 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%) 1人当たり平均支給額 2,514 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%) 1人当たり平均支給額 26,444 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当無し	0 %	0 人	0 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
該当無し	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	54,643 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	147,286 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	41.5 %		
手当の種類(手当数)	20		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別勤務手当	社会福祉に関する現業事務を本務とする者	社会福祉に関する現業事務	月額7,500円
特別勤務手当	行旅死亡人処理業務に従事する者	行旅死亡人処理業務	1体につき3,000円
特別勤務手当	死体処理業務に従事する者	死体処理業務	1体につき2,000円
特別勤務手当	保育所に勤務する者	保育所勤務	月額4,000円
特別勤務手当	保健予防指導業務に従事する保健師、看護師及び理学療法士	保健予防指導業務	月額3,000円
特別勤務手当	感染症発生による防疫作業に従事する者	感染症発生による防疫作業	1軒につき400円
特別勤務手当	廃棄物処理、そ族昆虫等駆除及び下水道清掃作業に従事する者	廃棄物処理、そ族昆虫等駆除及び下水道清掃作業	日額500円 (実働半日の場合半額)
特別勤務手当	犬、猫等死体処理業務に従事する者	犬、猫等死体処理業務	1回につき1,000円
特別勤務手当	深夜に現場作業又は監督業務に従事する者	深夜の現場作業又は監督業務	1回につき2,000円
特別勤務手当	ブルドーザー、グレーダー及びマカダムローラーに乗務する者並びに削岩機使用作業に従事する者	ブルドーザー、グレーダー及びマカダムローラー乗務、削岩機使用作業	日額400円 (実働半日の場合半額)
特別勤務手当	市税の賦課に関し調査に従事する者	市税の賦課に関する調査	日額150円(実働半日の場合半額)
特別勤務手当	消防職員(管理職を除く)	火災及び潜水、救急出動	火災1回につき200円、救急出動 昼1回につき200円、夜1回につき 300円、潜水出動1回につき500円
特別勤務手当	消防署において交代制勤務をする者で、勤務時間が深夜にわたる者	消防署における交代制勤務	1勤務につき500円
特別勤務手当	消防職員で防災航空隊に勤務する者	防災航空隊勤務	月額30,000円
特別勤務手当	勤務時間が著しく変則である勤務に従事する者	勤務時間が著しく変則である勤務	月額3,000円
特別勤務手当	医師に支給する医学研究手当	診療所勤務	月額100,000円
特別勤務手当	医師に支給する診療手当	診療	月額555,000円以内
特別勤務手当	診療所において診療時間外及び休診日に緊急、その他特別の事由に備える者	診療時間外及び休診日の待機	1回につき1,500円
奨励手当	市税の滞納整理のため外勤する者	市税の滞納整理のための外勤	月額3,000円、差押え1件300円
奨励手当	住宅使用料の徴収又は滞納整理のため外勤する者	住宅使用料の徴収又は滞納整理のための外勤	月額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	264,855 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	296 千円
支給実績(17年度決算)	386,775 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	420 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族各6,000円(扶養親族でない配偶者がいる場合は、そのうち1人は6,500円。配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		128,126 千円	236,395 円
住居手当	借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る)、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給 自宅の場合3,500円	異なる	自宅の場合 新築・購入後 5年間に限り 2,500円	60,064 千円	107,835 円
通勤手当	交通用具利用の場合、片道2km以上の場合に限り、通勤距離に応じて支給。2km以上80km未満は3,000円から46,500円までの額を支給 80km以上は5kmごとに2,000円を加算 交通機関利用の場合は負担している運賃額に応じて55,000円を限度に支給	異なる	交通用具利用の場合 2km以上 60km未満は 2,000円から 23,600円まで の額を支給 60km以上は 24,500円	71,617 千円	104,703 円
管理職手当	役職に応じて給料月額額の100分の15を超えない範囲で支給	同じ		80,652 千円	572,000 円
単身赴任手当	自宅から通勤距離が60km以上で単身赴任をしている場合、68,000円を限度に支給	同じ		1,564 千円	260,667 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の135で支給	同じ		34,187 千円	87,659 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たり給与額の100分の25で支給	同じ		10,589 千円	84,712 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合、役職及び従事時間数に応じて、勤務1回につき最高8,000円	同じ		3,008 千円	21,333 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1回4,200円	同じ		3,171 千円	8,434 円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	830,000 円	((参考)類似団体における最高/最低額 1,089,000 円 / 616,000 円		
	副 市 長	700,000 円	— 円)	895,000 円 /	550,800 円	
	収 入 役	630,000 円	— 円)	810,000 円 /	536,400 円	
		(— 円)			
報 酬	議 長	535,000 円	(690,000 円 /	269,000 円	
	副 議 長	475,000 円	— 円)	620,000 円 /	228,000 円	
	議 員	430,000 円	(560,000 円 /	213,000 円	
		(— 円)			
期 末 手 当	市 長 副 市 長 収 入 役	(18年度支給割合)		4.45 月分		
	議 長 副 議 員	(18年度支給割合)		4.45 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	83万円×在職月数×0.433		17,264,000	任期毎	
	収 入 役	70万円×在職月数×0.258		8,680,000	任期毎	
	備 考	63万円×在職月数×0.241		7,308,000	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

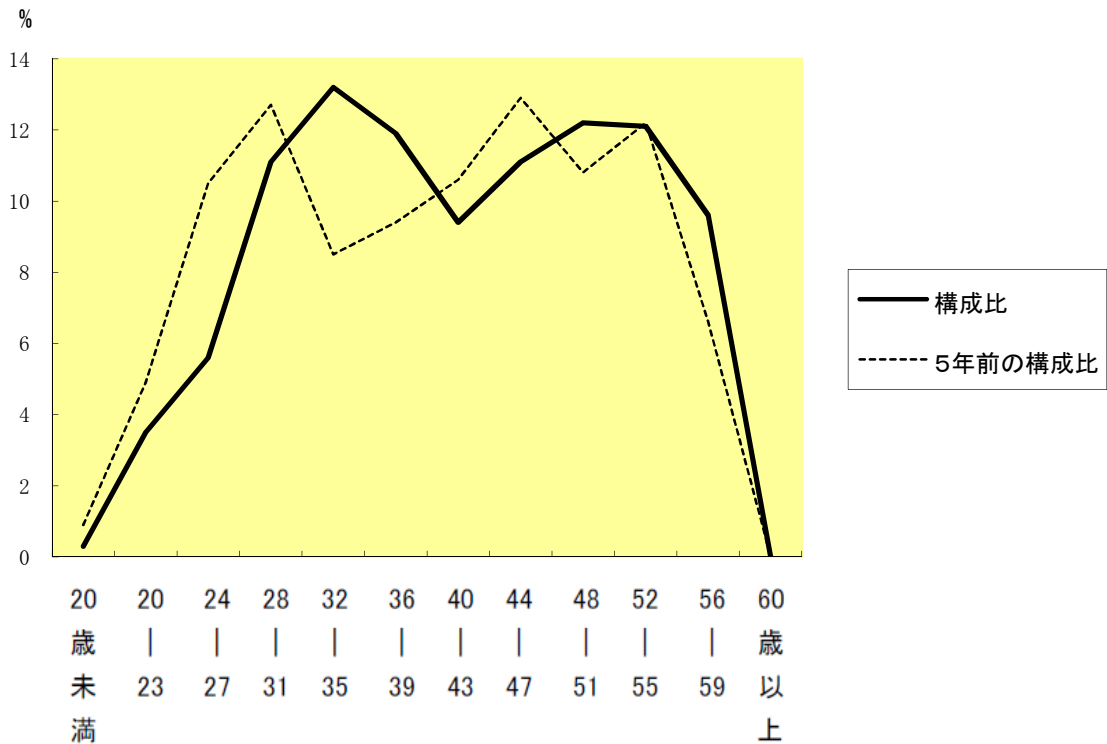
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成18年	平成19年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	・事務の統廃合及び事務内容の見直しによる職員減 ・退職による欠員不補充
		総 務	151	142	△ 9	
		税 務	45	44	△ 1	
		民 生	174	169	△ 5	
		衛 生	102	96	△ 6	
		労 働				
		農林水産	69	68	△ 1	
		商 工	21	22	1	
	土 木	72	74	2		
		計	641	622	△ 19	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.73 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.85 人)
	教育部門	111	107	△ 4	・文化高等専修学校閉校による職員減 等	
	消防部門	157	158	1		
	小 計	909	887	△ 22	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.14 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 84.04 人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	36	33	△ 3	・地域包括支援センター業務の充実 等 ・退職による欠員不補充	
	下水道	4	4	0		
	その他	32	37	5		
	小 計	72	74	2		
合 計		981 [1,033]	961 [1,033]	△ 20 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.91 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	34人	54人	107人	127人	114人	90人	107人	117人	116人	92人	0人	961人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
978人	902人	△76人	△7.8%

(注) 職員数は、一般職に属する職員（派遣職員除く）及び教育長(1人)の合計から、水道事業職員を除いた人数です。

(参考) 田辺市定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	62人(△6.4%)の純減

(注) 水道事業職員を除いた職員数での数値目標です。

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	17年～19年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目		
一般行政	職員数	650	627	616		—	599
	増減		△ 23	△ 11		△ 34 (97.2 %)	
教 育	職員数	116	112	108		—	104
	増減		△ 4	△ 4		△ 8 (96.3 %)	
消 防	職員数	157	157	158		—	158
	増減		0	1		1 (100.0 %)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	85	72	74		—	68
	増減		△ 13	2		△ 11 (91.9 %)	
計	職員数	1,008	968	956		—	929
	増減		△ 40	△ 12		△ 52 (97.2 %)	

- (注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。
 4 職員数は、一般職に属する職員（派遣職員除く）及び教育長(1人)の合計です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	1,329,407	172,017	179,059	13.5	13.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
18年度	28	122,406	8,577	48,076	179,059	6,395	6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

平成17年5月1日に市町村合併を行っています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
田 辺 市	42.4 歳	358,335 円	526,330 円
団 体 平 均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

田 辺 市		一般行政職	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,717 千円		1,645 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(-)月分	(-)月分	(-)月分	(-)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成19年4月1日現在)

田 辺 市			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%)			定年前早期退職特例措置(2%～20%)		
1人当たり平均支給額	— 千円	26,984 千円	1人当たり平均支給額	2,514 千円	26,444 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
該当無し	0 %	0 人	0 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
該当無し	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		768 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		45,147 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		60.7 %	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	水道使用料の徴収又は滞納整理のため外勤する者	水道使用料の徴収又は滞納整理のための外勤	月額3,000円
—	深夜に現場作業又は監督業務に従事する者	深夜の現場作業又は監督業務	1回につき2,000円
—	削岩機使用作業に従事する者	削岩機使用作業	日額400円(実半日の場合は半額)
—	タール舗装補修作業に従事する者	タール舗装補修作業	日額200円(実半日の場合は半額)

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	3,673 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	131 千円
支給実績（17年度決算）	6,486 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	209 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 （平成18年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成18年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族各6,000円（扶養親族でない配偶者がいる場合は、そのうち1人は6,500円。配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		5,398 千円	245,364 円
住居手当	借家の場合（家賃が12,000円を超える場合に限る）、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給 自宅の場合3,500円	同じ		1,520 千円	84,444 円
通勤手当	交通用具利用の場合、片道2km以上の場合に限り、通勤距離に応じて支給。2km以上80km未満は3,000円から46,500円までの額を支給 80km以上は5kmごとに2,000円を加算 交通機関利用の場合は負担している運賃額に応じて55,000円を限度に支給	同じ		1,011 千円	59,453 円
管理職手当	役職に応じて給料月額100分の15を超えない範囲で支給	同じ		1,597 千円	532,368 円
単身赴任手当	自宅から通勤距離が60km以上で単身赴任をしている場合、最高68,000円	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の135で支給	同じ		55 千円	13,715 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たり給与額の100分の25で支給	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合、役職及び従事時間数に応じて、勤務1回につき最高8,000円	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1回4,200円	同じ		0 千円	0 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
30 人	27 人	△ 3 人	△ 10.0 %

(参考) 田辺市定員適正化計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	3人(10%)の純減

田辺市技能労務職の給与等について

1 現状

(1) 技能労務職の人数・平均給与・平均年齢

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
田辺市	48.1 歳	36 人	349,800 円	392,975 円	365,436 円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.5 歳	25 人	374,400 円	425,701 円	394,920 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.42
うち調理員	44.7 歳	11 人	293,900 円	318,597 円	298,427 円	調理士	44.5 歳	250,300 円	1.27
田辺市水道事業	43.2 歳	14 人	347,500 円	377,237 円	373,047 円	—	—	—	—
和歌山県	48.7 歳	421 人	347,765 円	388,331 円	372,219 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	48.0 歳	63 人	313,225 円	346,246 円	330,862 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
田辺市	—	—	—
うち清掃職員	6,996,212 円	4,192,600 円	1.67
うち調理員	5,268,364 円	3,413,600 円	1.54

※民間データは、賃金構造基本統計調査で公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※民間の類似職種等の比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態、勤続年数等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員は前年度に支給された期末・勤勉手当、民間は前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 年齢別による人数分布と平均給与、その他給与に関する事項

区 分	人数分布				平均給与			
	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳
田辺市	0	8	11	17	—	346,690 円	333,608 円	453,170 円
うち清掃職員	0	6	5	14	—	362,845 円	382,773 円	467,972 円
うち調理員	0	2	6	3	—	298,222 円	292,638 円	384,098 円
田辺市水道事業	0	6	5	3	—	316,267 円	390,511 円	477,054 円

※給料表は行政職給料表を用い、手当等についても一般行政職と同様です。

2 基本的な考え方

技能労務職については、市全体の定員適正化計画に基づき、退職者不補充や、業務の一部民間委託を実施するなど、定員適正化を図っているところです。

今後とも、技能労務職の職務内容を十分検討し、効率的な運営ができるよう取り組んでいきます。

3 具体的な取組内容

清掃業務については、平成16年度から平成21年度で、定期収集部門の民間委託を行っているところであり、現在、新規職員の採用は行っていません。この6年間で13人の技能労務職員を削減する計画です。

また、技能労務職の特殊勤務手当については、支給実績や手当の趣旨を精査するとともに、見直しについて検討します。